

令和4年11月 校長会資料

1	学力向上の取組について……………	1
2	令和4年度 高学年教科担任制の検証について……………	2
3	令和5年度 土曜日の教育活動について……………	10
4	問題行動・不登校等の対応について……………	18
5	令和4年度 特別支援教育 研修会について……………	23
6	令和4年度 児童虐待防止講演会の事後受講(動画)について……………	25
7	教職員の交通事故防止について……………	26
8	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について……………	28

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

1 学力向上の取組について

(1) 「読む・書くワークシート」及び「学力向上分析シート」の検証について

	読む・書くワークシート		学力向上分析シート (学習や生活等に関する質問調査)
	低学年の視写テスト	アンケート	
目的	視写の取組により、どの程度、言葉のまとまりを意識し、正しく読み書きができるようになったかを測る。	実施校の児童の様子や成果、課題等を把握することで、今後のワークシートの改善に活かす。	各校において取組の進捗状況を検証することで、取組の見直し・改善を図る。
対象	ワークシート実施校 1・2年生児童	ワークシートの取組を実施している小学校教師	小学校3年生～6年生児童・全中学校生徒
内容	10分間で何文字書くことができるかを確認(1文字ずつ書いていたら時間がかかり文字数は少なくなるため、できるだけ長い言葉のまとまりで区切って書く必要がある)	ワークシートの取組についての意見・改善点等	鈴鹿市の重点課題に係る学習や生活習慣等についての質問
方法	・教委ポータルサイト並びに児童用特設サイトへワークシートや手本を掲載 ・目標(1分間に15文字)への到達度を測る。	・Google フォーム	・Google フォーム ・R4 全国学習状況調査及びR4 第1回みえスタディ・チェックにおける結果と比較し、取組の見直し・改善を図る。
時期	2学期末		

※ 低学年の視写テスト、学習や生活等に関する質問調査は、3学期にも実施します。

※ 中・高学年については、R4 第2回みえスタディ・チェック(5年生のみ)及びR5 全国学力調査、R5 第1回みえスタディ・チェックの結果を用いて検証を行います。

(2) 「読む・書くワークシート+1(プラスワン)」について

3学期、「読む・書くワークシート」に加えて、小学校5年生には、「読む・書くワークシート+1(プラスワン)」として、全国学力調査やみえスタディ・チェックに出題された問題を配信します。「読む・書くワークシート」のように、毎週取り組むことを想定した課題ではありませんが、来年度に向け、補充学習や家庭学習等で御活用ください。

令和4年度 高学年教科担任制の検証について

はじめに

今年度から導入された「小学校高学年における教科担任制」について、令和4年7月に実施した「各校のアンケート結果」及び「学校規模別の聞き取り」に基づき検証を行いました。

本資料を積極的に御活用いただき、次年度の「小学校高学年における教科担任制」が円滑に、そして効果的に実施されますようお願いいたします。

1 期待される効果

「小学校高学年における教科担任制」の導入により期待される効果は、①学習指導の充実、②生徒指導の充実、③働き方改革の推進、④中学校への円滑な接続、の4点です。

本資料では、期待される効果①②③を中心に、成果と課題をまとめました。なお、「④中学校への円滑な接続」については、令和5年度以降の検証事項とします。

2 学校規模別の取組状況について

(1) 大規模校 S小学校(5・6年生 各4クラス)

①高学年の教科担任制導入の概要

S小学校は、5・6年生ともに「算数・社会・理科・体育」の4教科を担任間で交換しています。専科教員による出入り授業を含めると、各担任の週当たりの持ちコマ数は21～22時間（校務分掌による時数軽減を含む）となっています。

5年生										
年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年1組	A先生	A	A	C	B	専科	専科	専科	D	専科
5年2組	B先生	B	A	C	B	専科	B	専科	D	専科
5年3組	C先生	C	A	C	B	専科	C	専科	D	専科
5年4組	D先生	D	D	C	B	専科	D	専科	D	専科
6年生										
年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
6年1組	A先生	A	C	A	B	専科	A	専科	D	専科
6年2組	B先生	B	C	A	B	専科	B	専科	D	専科
6年3組	C先生	C	C	A	B	専科	専科	専科	D	専科
6年4組	D先生	D	D	A	B	専科	D	専科	D	専科

②成果と課題

<成果>

- 同じ教材での複数回授業により、回を重ねるごとに指導が充実する。
- 学年全体で児童を見守る意識が強くなる。
- 教材研究に係る時間が短縮できる。
- 週当たりの持ちコマ数が減った。

<課題>

- 教材研究・準備を一人で行うことへの不安。
- 1時間で指導しきれなかった授業内容について、フォローの時間が取れない。
- 担任外のクラスで怪我や事故が起きた場合の対応（保護者への状況説明等）。

③時間割作成のポイント及び導入にあたっての工夫

- 担任の交換授業時間数が同じになるように留意し、時間割を編成した。
- 各担任の専門性（資質・能力）を活かせる教科を選択し決定した。
- 校内研修は、特定の教科に絞らず、教科部会を取り入れて実施している。様々な教科の指導方法を研修することができ、若手教員にとっては、実りあるものとなっている。
- 授業中の児童の様子で気になることがあった時には、随時情報交流を実施している。

（２）中規模校 K 小学校（５・６年生 各３クラス）

①高学年の教科担任制導入の概要

K 小学校は、５・６年生とも「社会・理科・体育」の３教科を担任間で交換しています。専科教員による出入り授業を含めると、各担任の週当たりの持ちコマは、21～23 時間（校務分掌による時数軽減を含む）となっています。

５年生										
年 組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年1組	A先生	A	A	A	C	専科	専科	専科	B	専科
5年2組	B先生	B	B	A	C	専科	B	専科	B	専科
5年3組	C先生	C	C	A	C	専科	専科	専科	B	専科

６年生										
年 組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
6年1組	A先生	A	A	A	B	専科	専科	専科	C	専科
6年2組	B先生	B	B	A	B	専科	専科	専科	C	専科
6年3組	C先生	C	C	A	B	専科	C	専科	C	専科

②成果と課題

<成果>

- 45 分という授業時間を強く意識し、指導内容を焦点化した。メリハリのある授業展開を心掛けることで授業改善につながっている。
- 放課後、子どもたちの様子について話をする機会が増えた。
- 体育は連続で時間割に組み込むことで、教具の準備時間が大幅に短縮できた。

<課題>

- 急な時間割変更ができないこと。
- 祝日の曜日が重なる等、特定の教科だけ授業数が減ることがあった。
- 学級の子どものとのかかわる時間が減少する。特に、支援（配慮）が必要な子どもとの関係づくりは、今まで以上に慎重に行わなければならない。

③時間割作成のポイント及び導入にあたっての工夫

- 祝日等の休業日に曜日の偏りがいないかを事前に確認し、交換授業の曜日を工夫する。
- 高学年の特別教室の使用時間（理科室・体育館）を第一に考え、時間割を編成した。
- 運動会の練習期間等、特別時間割が実施される時は、一時的に教科担任制を中止し、授業を担当に返した。（事前にどの単元を担当に返すか決めておく。）R5 年度に水泳授業が実施になった場合も、同様の措置を実施する予定である。

(3) 小規模校 T小学校 (5・6年生 各1クラス)

①高学年の教科担任制導入の概要

5年生のA先生は、5・6年生の「図工・家庭」を担当し、6年生のB先生は、5・6年生の「社会」を担当しています。

専科教員による出入り授業を含めると、週当たりの持ちコマは、5年生担任が20コマ、6年生担任が21コマとなっています。

年 組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年	A先生	A	A	B	専科	専科	A	A	A	専科
6年	B先生	B	B	B	専科	専科	A	A	B	専科

②成果と課題

<成果>

- ▶他学年の教科指導を行うということでこれまで以上に教材研究や授業づくりに対しての責任感が大きくなり、授業改善の意識が強くなった。
- ▶対応に配慮がいる児童についても、複数の教員で指導することで担任の精神的な負担が軽減されている。

<課題>

- ▶制作活動（工作・エプロン作り等）が時間割り通りに終わることができない場合がある。その際の補充の時間を取ることが難しい。
- ▶社会は、5年が地理・6年が歴史ということで、系統性を意識した指導は、なかなかできなかった。

③時間割作成のポイント及び導入にあたっての工夫

- ▶以前から単学級ゆえの悩み（いわゆる“学級王国”に陥りやすい等）があった。そこで、3～4年程前から学年部間で交換授業を実施し、担任以外の学級を指導する機会を持つようにした。そのこともあって、高学年における教科担任導入についてのハードルは低かった。
- ▶1時間目は担任が授業できるように時間割を配慮している。

令和4年度の実施状況まとめ

高学年がそれぞれ2学級以上の学校は、週当たりのコマ数が同じ教科を交換して教科担任制を実施している学校が多いです。3クラスの学校では、「社会、理科、体育」「理科、英語、図工・家庭」、「図工、体育、英語」の組み合わせで交換しているケースが多いです。4クラス以上になると、2クラスずつで「社会・理科」を交換する等、組み方も様々です。

中・大規模校は、授業交換が比較的スムーズにできる一方、時間割編成には、多くの時間を費やすといった課題が生じています。時間割検討の時期や教員の専門性を見極めた担任構想を従来よりも早い段階から持つなどの工夫が必要です。

単級校については、これまでどおり、専科教員を活用して高学年担任の負担軽減を図っていますが、教員数が教科担任制の課題となっています

一方、T小学校のように、以前から高学年以外でも交換授業を実施し、教科指導や生徒指導の力を磨く取組を実施している学校もあります。

3 令和5年度へ向けて

(1) 次年度の本市における教科担任制については、次の3点を共通実施内容とします。

【令和4年度との共通事項】

- ① 5・6年生が各2学級以上の学校においては、同学年の担任間でそれぞれ1教科以上、授業を交換する。交換する教科は各校で決定する。
- ② 5・6年生がいずれも単学級の学校においては、専科教員や他学年の担任等を活用することで、高学年の担任の負担軽減（持ちコマ数の軽減、授業準備の効率化等）を図る。

【令和4年度との変更点】

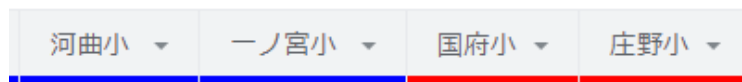
- ③ 5・6年生があわせて3学級以上の学校においては、複数学級のある学年において、それぞれ1教科以上、授業を交換する。交換する教科は各校で決定する。
（例：5年生2クラス、6年生1クラスの場合は5年生で授業を交換する。）

(2) 各校の時間割について

下のQRコードを読み取っていただくと、今年度の各校の高学年時間割を参照することができます。(※クロームブックでQRコードを読み取ってください。)



高学年の学級数に応じて、タブに色分けがしてあります。



青色は、5・6年生がそれぞれ3クラス以上の学校（大規模校）

赤色は、5・6年生がそれぞれ2クラスの学校（中規模校）

緑色は、5・6年生がそれぞれ1クラスの学校（小規模校）

※色がついていないところは、5年生2クラス、6年生1クラスの学校



水色になっている箇所が、授業交換をしている教科となります。

5年生		担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
年 組											
5年1組	A先生	A	A	A	A	専科	C	専科	B	A	A
5年2組	B先生	B	B	B	B	専科	C	B	B	A	B

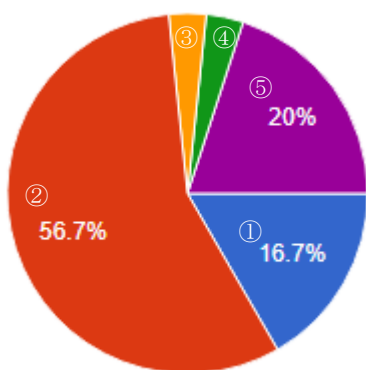
6年生		担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
年 組											
6年1組	A先生	A	A	A	A	専科	A	A	専科	B	A
6年2組	B先生	B	B	B	B	B	A	専科	専科	B	B

（参考）小学校高学年における教科担任制に係るアンケート結果について

アンケート実施時期：1 学期末

アンケート回答者：小学校 30 校（校長 11 名 教頭：19 名）

①「高学年教科担任制」の導入によって、授業の質は向上しましたか。

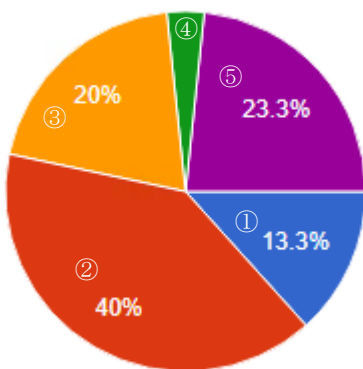


①そう思う	16.7%
②どちらかと言えばそう思う	56.7%
③あまり変わらない	3.3%
④変わらない	3.3%
⑤現状では、検証できない	20.0%

①の質問に対して、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した理由
（一部抜粋）

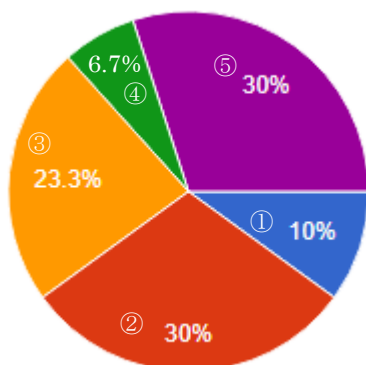
- ・専門分野、得意分野を生かした指導ができています。
- ・教材研究に集中することができ、発展的な学習活動や、個々に応じた学習活動など、様々な面で一段階踏み込んだ準備ができる。
- ・複数回授業をするので、授業内容が改善されていくことがある。
- ・系統性を意識した授業づくりができています。
- ・教材研究が統一され学級間の学習内容のズレがなくなった。
- ・担当教科の教材研究に時間をかけ、授業改善につながったから。
- ・教材研究を効率よくできるようになった。

②「高学年教科担任制」の導入によって、児童一人ひとりの学習意欲は高まりましたか。



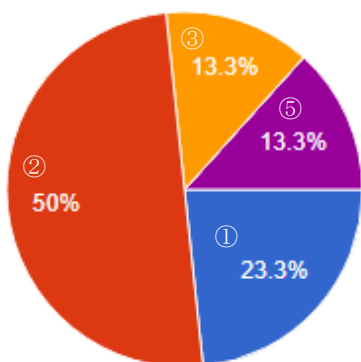
①そう思う	13.3%
②どちらかと言えばそう思う	40.0%
③あまり変わらない	20.0%
④変わらない	3.3%
⑤現状では、検証できない	23.3%

③「高学年教科担任制」の導入によって、児童一人ひとりの学習の理解度・定着度は高まりましたか。



① 10%	10.0%
② 30%	30.0%
③ 23.3%	23.3%
④ 6.7%	6.7%
⑤ 30%	30.0%

④「高学年教科担任制」の導入によって、多面的な児童理解が進みましたか。

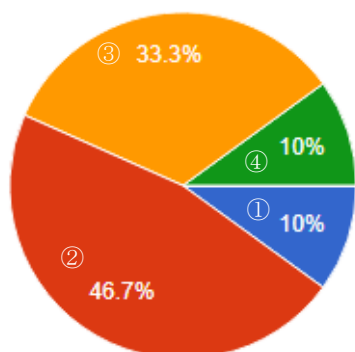


① 23.3%	23.3%
② 50%	50.0%
③ 13.3%	13.3%
④ 0%	0%
⑤ 13.3%	13.3%

④の質問について、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した理由
(一部抜粋)

- ・担任以外の目が多くなり、児童を様々な角度から見ることができる。
- ・学年単位で児童をより深く捉えることができ、問題行動に対するアクセスがしやすくなった。
- ・担任している学級だけではなく、学年全体を知ることができるのは、大きな意味がある。
- ・放課後などの職員室での会話に、授業での子どもの様子についての会話が多くなったように感じる。
- ・それぞれの教科で子どもが違う姿を見せたり、今まで授業していなかったクラスの子どもの様子を知ったりすることができるから。

⑤「高学年教科担任制」の導入によって、持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化等、高学年の負担軽減が図られていますか。

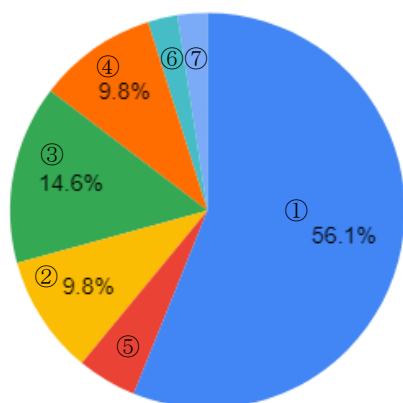


① と思う	10.0%
② どちらかと言えばと思う	46.7%
③ あまり変わらない	33.3%
④ 変わらない	10.0%
⑤ 以前よりも負担が増した	0.0%

⑤の質問について、「と思う」「どちらかと言えばと思う」「あまり変わらない」と回答した理由（一部抜粋）

- ・教材研究、教材の準備等の時間が削減でき、働き方改革につながっている。
- ・教材研究の回数を減らすことができる分、自分の担当教科に時間をかけて丁寧に教材研究ができる。
- ・専科教員の力を借りて教科担任制の授業が実施可能となったが、担任や他学年教員との授業交換のみで進める場合、必ず教員の負担軽減となり得るかは、難しい判断と考える。
- ・専科の指導力や専門性によっては、評価について担任が助言したり、児童の見守りをする必要が生じたりしたため、担任の負担が増えた面もあった。
- ・授業の入れ替えなどの融通がきかないため、行事や職員の休暇等による補欠対応など非常に難しく、子どものトラブルの多い小学校ではすぐに対応できない難しさがある。

⑥令和4年度の「高学年教科担任制」の円滑な導入に向け、貴校が実施した取組について、当てはまるものを選んでください。



① 時間割検討を従来よりも早い段階から検討	56.1%
② 教職員に対して専門教科や得意教科のアンケートを実施した	9.8%
③ 保護者向けに周知案内を作成した	14.6%
④ 児童向けに周知案内作成した	9.8%
⑤ 教科担任制部会を立ち上げた	4.9%
⑥ 学校運営協議会で説明し承認を得た	2.4%
⑦ 前年度から情報収集を行い、教職員に具体的なイメージを持たせるようにした	2.4%

⑦「高学年教科担任制」について児童・保護者・地域の声。

【児童】

- ・多くの先生と関わりをもつことができ、良かったと言っていた。
- ・担任が教室にいない時間が多いので、「先生いつもいないね」と言われる。
- ・色々な先生方からの指導が受けられる点で概ね評価は高かった。

【保護者・地域】

- ・教科担任制に肯定的な反応をしてくださる保護者が多かった。
- ・中学校に向かう準備としてすごくありがたい。
- ・担任の先生との関わりが少し薄らいでいないか心配である。
- ・「教科担任制」について周知はされていたが、内容（評価も教科担任が行うこと等）について認識に差があり、保護者から戸惑いの声もあったが、中1ギャップ解消に向けた取り組みとして概ね好評価を得られていた。

⑧その他「高学年教科担任制」についての御意見。（一部抜粋）

- ・大規模校は時間割編成にかなりの時間と労力がかかります。学校教育課の時間割提出日までの報告は無理があります。
- ・高学年を担任できることと得意な教科（教科担任ができる教科）があることは違う。誰でもどのようなクラスでも同じように担任ができる実力があり、週時数の同じ得意教科を持っていることが問題なく教科担任制を行える前提となっているように感じてしまうが、現実はそうではない。
- ・致し方ないことではあるが、若手の教職員が多いと産休・育休などで当初予想していた職員体制と異なってくることが多く、また職員の補充がないことが多い。教育課題は様々な内容に及ぶが、優先順位を明確化して取り組む必要がある。
- ・入れ替えができる教科も人の数も限られているため苦しいことが多い。（今回病休での人手不足や教室を出てしまう児童対応もあり、時間割の変更や補欠授業の割り振り等が非常に困難でした。）
- ・子どもの状況等についての情報共有や評価の面で成果が見られたが、個別懇談等で保護者から評価のことで質問を受ける際、担任が担当していない教科についての質問があった際の対応について確認する必要がある。また、中学校に兄弟姉妹のいる保護者とそうでない保護者では、教科担任制についての認識やイメージに差があるので、今後も丁寧に保護者に伝えていく必要がある。
- ・若手教員が、特定の教科を指導した経験がないままだと、将来教科担任制を維持するだけの人材が不足するのではないか。また、幅広く指導することによる指導力向上の機会が失われるのではないかと。
→特に若手教員には、空き時間に積極的に他教科の授業を参観するよう促したり、放課後にミニ研修会を実施したりする等、さまざまな教科指導に触れる機会を設定するよう留意してください。
- ・音楽、家庭科、理科、図工などの実習や実験が伴う教科の研修機会が必要。
→教科担任制の導入により実施された交換教科（理科・体育・図工・家庭等）について、効果的な指導方法等を学ぶことができる研修講座の計画と充実を図っていきます。
- ・問題行動を起こす児童が多く荒れている学年では、教科担任制にした方が課題は多かった。授業中に問題行動が発生しても、担任は隣の学級の授業をしているので対応できなかった。
→複数教員による多面的な児童理解は、教科担任制のねらいの一つです。生徒指導に係る課題を学級担任一人で抱えこんだり、問題行動への対応を特定の教員に頼ったりするのではなく、授業を受け持つどの教員も同じように児童対応ができるよう、日常的に児童の情報交換を行い、問題行動等への適切な対応を情報共有しておくことが大切です。

鈴教指第1970号
令和4年11月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和5年度土曜日の教育活動 年間実施計画の提出について（依頼）

このことについて、11月校長会で連絡いたしました関係資料を、下記の通り送付します。
については、学校運営協議会で協議の上、年間計画を立てていただき、計画立案後、随時別紙の提出をお願いします。

なお、年間計画を立てる際には、令和2年1月27日付け三重県教育委員会「公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について」に留意していただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出文書 令和5年度土曜日の教育活動年間実施計画（別紙）
令和4年度土曜日の教育活動実施報告（別紙）
- 2 提出期限 令和5年3月3日（金）
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部署メール
(kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)
- 4 送付文書
 - (1) 令和5年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について
 - (2) 令和2年1月27日付け三重県教育委員会 公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について（写）
 - (3) 令和5年度土曜日の教育活動年間実施計画（別紙）
 - (4) 令和5年度土曜日の教育活動年間実施計画（別紙）記入例
 - (5) 令和4年度土曜日の教育活動実施報告（別紙）※ (3) (4) (5) は同じファイルです。
- 5 その他
提出後は、各学校ホームページに掲載していただきますようお願いいたします。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 神戸 淳一
TEL : 059-382-9028
E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和5年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について

鈴鹿市教育委員会事務局学校教育課
教育指導課

本市における土曜日の教育活動について、来年度の基本的な方向については、以下のとおりとします。

1 土曜日の教育活動の考え方

- (1) 学校・家庭・地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てる。子どもたちに豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう取組を充実する。
- (2) 地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業、学力補充などを通して「生きる力」をつける。
- (3) 国・県の動向を受け、本市の土曜日の教育活動の内容については、「土曜授業」「土曜の課外授業」「土曜学習」の3つの形態に整理する。
- (4) 学校運営協議会で協議の上、「土曜日の教育活動」を実施することができる。
- (5) 実施内容については、年間実施計画を教育委員会事務局教育指導課へ提出をする。
(令和5年3月3日締切) 提出後は、学校のホームページに掲載する。

2 「土曜授業」について

- (1) 教育課程内の学校教育活動として位置づける。
- (2) 授業は、原則として午前中に行う。給食は実施しない。
- (3) 子どもの振替休日は、設定しない。
- (4) 出席簿は、通常の授業日と同様の扱いとする。(曜日は黒字)
- (5) 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。
- (6) オンライン形式で授業を実施する場合には、対象が全員であったとしても、授業時数には含まれない。

3 「土曜の課外授業」について

- (1) 教育課程外の学校教育活動として位置づける。具体的には、希望者を対象として学習等の機会を設けることである。
- (2) 子どもの振替休日は設定せず、出席簿への記入も行わない。
- (3) 勤務時間に応じて教職員の振替を設定する。(振替を設定する場合は、原則として4時間の勤務命令が必要)

4 「土曜学習」について

- (1) 学校以外の者が主体となり、希望者に対して学習等の機会を設ける。教育委員会

- 等（公的）やNPO、PTA、地域の団体等が主催する活動などが該当する。
- （２）子どもの振替休日は設定せず、出席簿への記入も行わない。
- （３）教職員の振替は設定しない。

5 その他

平成26年2月26日付け三重県教育委員会通知における「実施に当たっての留意点」を尊重する。

〈土曜日の教育活動について〉

主体が公的なもの(学校・教育委員会)		主体が公的でないもの (NPO等)
③ 教育委員会等の管理下		④ NPO等による 民間活動
教育課程内の学校教育 ①「土曜授業」	教育課程外の学校教育 ②「土曜日の課外授業」	
「土曜学習」		

【 参考 】

2 実施に当たっての留意点

- （１）子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえること。また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- （２）教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中に計画を変更して実施・中止・延期する場合には時間的余裕を持って対外的な周知に努めるとともに、速やかに教育委員会事務局へ連絡すること。
- （３）家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- （４）実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休業日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- （５）教職員の時間外労働時間が増加することのないように授業日の勤務体制に配慮することと。また、長期休業期間中に会議や研修等を実施しない期間を設けるなどにより、休暇が取得しやすい体制づくりに努めること。
- （６）教職員の勤務については、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき週休日の振替等を行うこと。週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であるが、やむを得ない場合には条例等に基づき適切に行うこと。
- （７）実施状況を検証すること。

【三重県教育委員会「公立小・中学校における土曜日の授業について」平成26年2月26日】

令和2年1月27日

公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について

三重県教育委員会

土曜日等の授業については、平成25年11月29日に学校教育法施行規則の一部が改正されたことをふまえ、県教育委員会としても、平成26年2月26日付「公立小・中学校における土曜日の授業について」（参考）において、公立小・中学校における土曜日の授業についての基本的な考え方や実施に当たっての留意点を取りまとめ、周知しました。これにより、県内の各公立小・中学校等においては、当該通知の内容を踏まえ、市町等教育委員会の主体的な判断のもと、各学校の実情に合わせて、工夫した取組が行われてきたところです。

一方で、本県の教職員の働き方は、月45時間を超える時間外労働者が少なくない状況があり、過重労働の解消に向けた対応が求められています。令和2年4月から時間外労働時間の上限が設定され、今後、教職員の過重労働防止の視点がより一層必要になります。

このような中、土曜日の授業の実施について、地域の活動との調整が困難であることや、同一週における振替の実施率が低く過重労働の要因の一つであるといった指摘をいただいています。

上記の状況を踏まえ、土曜日の授業の実施については、下記の内容に十分ご留意いただき、市町等教育委員会の主体的な判断のもと、適切に対応いただくようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

各学校においては、家庭・地域住民等との連携のもと、子どもたちに「自立する力」と「共に生きる力」を育むことを目的として、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとする。

〔内 容〕

- 家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業
 - ・ 地域住民、卒業生等の外部人材の協力を得て実施する授業
 - ・ 総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動 等
- 家庭、地域住民等への公開授業
 - ・ 公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業 等

2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえること。また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施する場合には、時間的余裕を持って対外的な周知に努めること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休日設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。
- (6) 実施状況を検証すること。

令和4年度 土曜日の教育活動実施報告書

令和5年3月現在 ※実施予定も含む

鈴鹿市立

学校

※記入例

回数	実施日		土曜授業	土曜の 課外授業	土曜学習
1	6	20	3限平常授業 学年を分散して 授業参観を実施		
1					
2					
3					
4					
5					

※ 令和5年3月3日(金) 提出

令和5年度 土曜日の教育活動 年間実施計画

令和5年3月現在

鈴鹿市立 ○○小／中 学校

回数	月	日	曜日	形態	教育活動の内容
1	5	27	土	土曜学習(主体が公的でない)	地域スポーツ推進員によるニュースポーツ
2	8	26	土	土曜学習(主体が公的でない)	PTA奉仕作業
3					
4					
5					
6					
7					
8					

令和5年度 土曜日の教育活動 年間実施計画

令和5年3月現在

鈴鹿市立 学校

回数	月	日	曜日	形態	教育活動の内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 の結果等について

1 いじめや暴力行為等，問題行動への迅速な対応について

(1) 事案の認知から初動対応までの注意事項

①事案の認知について

- ア 認知した職員は，把握した事実関係を管理職に速報すること。
- イ 事実の究明，確認と証拠の収集保全に万全を期すること。
- ウ 被害者に対する対応は慎重に行うこと。
- エ けがをしている場合には，治療を最優先すること。

②管理職による初動対応の指揮について

- ア 教職員から速報を受理した管理職は当該事案の内容を知り，初動対応すべき教職員を選定の上，速やかに情報を共有すること。
- イ 児童生徒の身体に対する被害や所有物等に対する損壊については，可能な限り速やかに負傷部位，損壊状況を写真に撮るなどし，証拠保全を図ること。
- ウ 管理職は，情報共有後，初動対応に従事する教職員に対し，取るべき措置（任務分担）について，個別具体的に指示し，必ず結果報告を求めること。

③初動対応に従事する教職員について

- ア 管理職から指示された措置について，組織的な対応を迅速に行い，途中経過等も報告・連絡・相談を怠らないこと。
- イ 指示を受けた教職員は，管理職から指示されたとるべき措置についての具体的な内容と，とった措置の結果を必ず備考録に記載し，のちに証拠化（報告書の作成等）を図ること。
- ウ 事案認知後における保護者への連絡は，児童・生徒よりも先んじること。

事案発生

事実関係の把握、確認・証拠保全、被害者への対応（治療の最優先）

速報、報告

《管理職への報告》
当該事案の把握、教職員の選定・招集

教育支援課への一報

いじめにつながるような事案が発生した場合

→ 「いじめ問題対策委員会」を招集。

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導担当、人権担当、各学年主任、当該学年全担任、特別支援教育 CO など

※いじめとして積極的に認知し、対応する方針を伝え、具体的な初動対応を協議の上、各職員に指示（任務分担）する。

被害児童（生徒）
への聞き取り

加害児童（生徒）
への聴取・指導

周囲にいた児童（生徒）
への聴取・指導

再度、委員会を招集、それぞれの対応・措置の結果を報告、連絡し情報を共有。
さらに必要な対応があれば、協議の上、各教職員に指示。
（解決が見られるまで、組織的な対応を繰り返す必要がある。）

保護者への連絡

（特に被害児童・生徒の）保護者への連絡は、児童・生徒よりも先んじること。（指導が終わってからの報告が望ましいが、児童、生徒が帰宅し報告する前に学校側から報告、指導内容の説明を行うべきである。）

《 報告内容 》

○客観的な証拠による事実関係、ケガの有無、学校の取った措置、指導の経過、今後の対応方針 など

各教職員が備忘録に記載しておくこと。証拠化するため、後に報告書にまとめ、管理職に提出する。

教育支援課への続報

【事故報告書の提出】

全ての措置が完了した後、速やかに提出すること。その際、右肩に記載する「発出日」と、教育支援課の「収受日」に、大きな隔たりが無いようにすること。

2 不登校について

- (1) 新たな不登校を生まないために・・・「違いを認め合える学級」「わかる授業」など、明日も来たいと思える「魅力ある学校づくり」を土台とした上で取り組むべき内容

◇「不登校対策初期対応マニュアル」に沿った初期対応の徹底

◆丁寧に児童生徒を理解 → 校内ケース会議の開催 → 教育支援課・子ども家庭支援課・SC・SSW等との連携

※より様々な視点からの支援・対応を考えることが重要。

※必要に応じて、積極的にその他の関係機関への連携を。

◇中学校区不登校担当者会の開催等による支援や対応の小中連携。

小中学校間で丁寧な引継ぎを行うとともに、日常的な連携も重要。

- (2) 中学校不登校対策担当者ミーティングから

事例検討・・・鈴鹿医療科学大学 渡部教授，西山助教による助言

8月23日【天栄中の事例】 10月17日【白鳥中の事例】

〈ねらい〉児童生徒理解・支援シートを活用し、効果的な事例検討の進め方を学び、各校不登校担当者としての資質を深める。

〈参加者の振り返りより〉

- ・ 不登校の理由はいくつか要因があり、多くのことが絡み合っていることが分かった。SCを活用し、明確なアセスメントを出してもらうことが重要であると感じた。
- ・ 支援を考えていく上で、乳幼児健診など幼少期の情報も関わってくるということが分かった。そして、幼・小・中学校の連携の大切さを改めて感じた。
- ・ 児童生徒理解・支援シートを活用することで、その生徒の背景や今置かれている状況がよくわかり、見通しを持って支援していくことができると思った。シートを活用し、情報共有していくのはとても有効であると感じた。引継ぎにもとても役立つと思った。
- ・ 児童生徒理解・支援シートを書き始めてみると、たくさんある情報が整理できたり、支援が不十分なところがわかったり、情報をまとめることの大切さに気づくことができた。
- ・ 事例検討後、生徒の不足している情報を集めることで、その後の支援の方法が明確になった。
- ・ SCやSSWとの連携のために⁵児童生徒理解・支援シートが役立っている。
- ・ 「ゴールは社会参加」ということを意識し、必要に応じて定期的なケース会議を持ち、担任が変わっても情報を共有できる場が重要であると思った。

- ・ 事例検討を通して、他の先生と情報共有もでき、自分では思いつかなかった視点からのアプローチも知ることができた。生徒の理解も深まり、チーム支援にもつながっていくと感じた。SCも含めて、役割分担ができているようで、曖昧になってしまっていることに気づくことができた。
- ・ 事例検討会での提案を通して、これまで漠然と支援してきたことが目に見える形となり、生徒の困り感や教師陣が悩んでいることについても、より明らかになった。
- ・ 管理職や特別支援教育コーディネーターが、ケースをうまく統括していくためにも、俯瞰してみる力や連携できそうな援助資源を見落としていないかと見極める力をもっとつけていきたいと感じた。
- ・ 今回の事例検討のように、まだ不登校に至らない生徒のケースの支援を考えていくことはとても大切であると思う。

3月末段階の引継ぎ支援会議に向けて

1 不登校支援の取組

(1) その子理解のための情報を収集する

○保護者の様子、家族の状況等

○子どもに関する基本的な情報(出欠状況、発達特性等の課題、友人関係、学力、病歴等)

※ 保護者の了解を得たうえで関係機関等から情報を収集する取組も必要である。

(2) 組織的な対応を図る * 特別支援教育コーディネーターを核に進める

○ケース会議、保護者を交えた支援会議を開催し、協議する

○ケース会議の中でアセスメント・見立てを明確にする

○その都度、情報共有を図りながら具体的な取組を進める

上記(1)、(2)を『**児童生徒理解・支援シート**』等に記録する。

* 記録することが大切。記録しながら仕事を進めていくことが重要。

* 担任の「備忘録」にメモされているだけでは、組織力につながらない。

2 次年度への引継ぎを充実させるために・・・

(1) 次年度の学年へ資料化したもの(『児童生徒理解・支援シート』等)を手渡す

○次年度の担任等が困らないよう、新年度から適切、的確な取組がスタートできるよう、今年度の取組の資料を引継ぎ資料として手渡す。

* 家族の様子・状況、保護者の思い等について、適切に引継ぎがなされていないと、
「きちんと情報共有がなされていない」といった不信感につながりかねないことに留意すべきである。

(2) 小学校から中学校への3月末段階の引継ぎを充実させる

○中学1年になってから急激に不登校の人数が増加する現状を踏まえ、小学校から中学校への引継ぎを漏れなく行う。

※今年度の取組をより深めるため、そして、次年度のより充実した取組につながるよう、「**児童生徒理解・支援シート**」等に記録し、資料として中学校へ引継いでいく。作成に関しては、引継ぎのために作成するのではなく、取組を箇条書きにメモしていくイメージで作成していくことが大切。

※3月末段階で急いで作成するものではなく、日ごろから日常的にメモしていく。

令和4年度 特別支援教育 研修会（応用編）

～多様な課題がある子どもの理解と支援～ 『愛着に課題がある子への支援』

学校の中には、様々な課題を持つ子どもたちが共に過ごしています。
日々の関わりの中で、さらに課題が大きくなってしまったということにならないよう、
それぞれの課題に合わせた対応方法を一緒に考えたいと思います。
今回は、愛着の課題を中心にお話し、実際のケースについて考えていきます。

〔内容〕 『愛着に課題がある子への支援』

	A 日程	B 日程
	管理職，教職員向	教職員，介助員・支援員向
研 修（講義・質疑）	4 5 分	4 0 分
質 疑（ケース検討）	1 5 分	

〔講師〕 吉川 佳男（前：牧田小学校長 現：子ども家庭支援課職員）

〔日時〕 A 日程 1月19日（木） 16：00 ～ 17：00
B 日程 1月25日（水） 13：30 ～ 14：10

〔場所〕 市役所 本館11階 1102会議室

〔対象〕 管理職，教職員，介助員・支援員 等

〔参加方法〕 市役所 11 階 1102 会議室にて 対面研修
又は 各学校にて Google Meet を用いたオンライン研修

〔申込み〕 参加申込書を，子ども家庭支援課まで F A X，または部署メールにて送付してください。

〔申込締め切り〕 令和4年12月23日（金）

≪ 問い合わせ先 ≫ 子ども家庭支援課 教育相談 G 松岡智香・金子彰子
電 話：059-382-9140 F A X：059-382-9142
Mail：kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

令和4年度 特別支援教育研修会（応用編）参加申込書

所属名 (連絡先)		(TEL)	
希望日時 (例 A)	参加方法 ○をお付け ください。	職 名	名 前
	市役所 or オンライン		
	市役所 or オンライン		
	市役所 or オンライン		
	市役所 or オンライン		
	市役所 or オンライン		
	市役所 or オンライン		

※6人以上で申し込みされる場合は、コピーをしてお申し込みください。

[申込締め切り] 令和4年12月23日(金)

《問い合わせ先》 子ども家庭支援課 教育相談 G 松岡智香・金子彰子
電 話：059-382-9140

令和4年度 鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会

児童虐待防止講演会の事後受講（動画）について

親の心に寄り添う支援とは ～育児困難を虐待に発展させないために～

令和4年11月2日（水）に開催した講演会について、以下の方法で受講していただくことができます。

1 視聴方法

Google classroom

2 掲載内容

資料と動画、アンケートが掲載されています。

動画は、会場の状態により画像が不鮮明である点、ご了承くださいませようお願いいたします。

3 視聴後に、お手数ですがアンケートにご協力をお願いいたします。

講師プロフィール

辻 由起子(つじ ゆきこ) 氏

- 大阪府子ども家庭サポーター
- NPO 法人西成チャイルド・ケア・センター理事
- 内閣官房こども政策参与 など

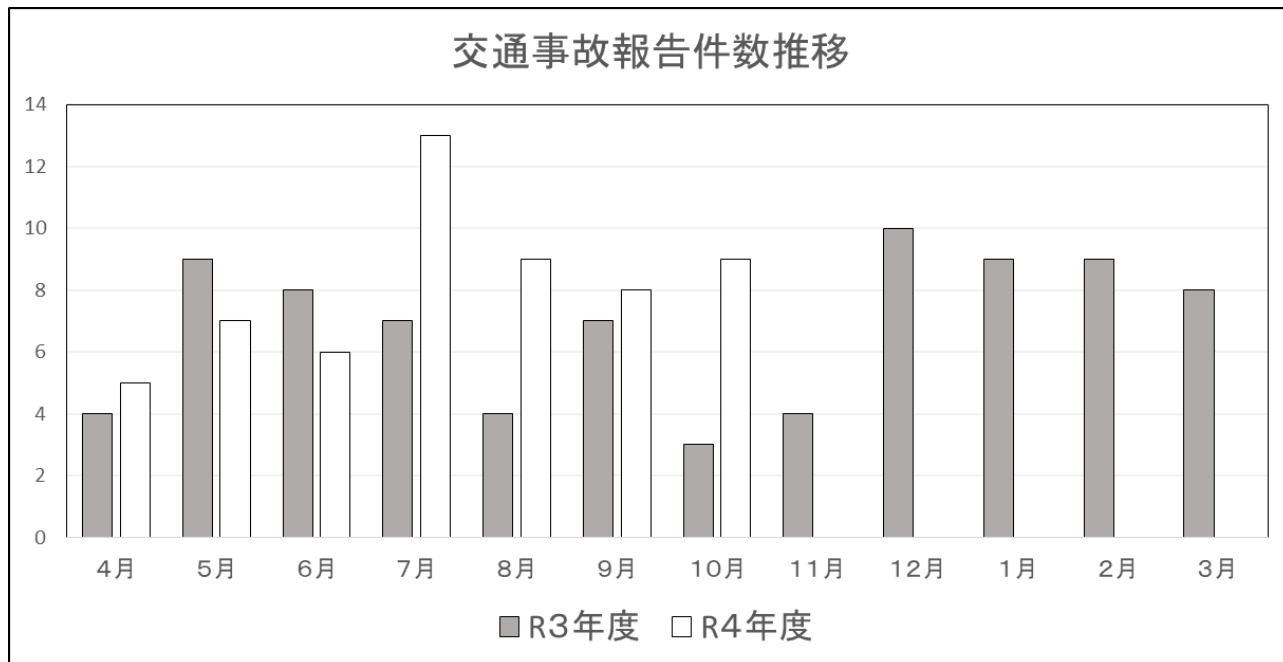


◇1973年、大阪府茨木市生まれ。18歳で結婚、19歳で娘を出産、23歳でシングルマザーに。仕事、育児、家事をこなしながら、通信教育で大学を2回卒業。娘は中学校で不登校の経験を持つ。リスクだらけの子育て経験と、小・中学校の相談員の経験から、全ての人の子育てを楽しめる社会を目指して現在活動中。主な活動は相談業務、イベント開催、政策提言、研修講師、マスコミ発信、行政のスーパーバイザーなど。活動内容は24時間テレビ、NHK おはよう日本などマスコミに多数取り上げられている。

【問い合わせ先】鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課
家庭支援G 小久保、杉本 TEL：059-382-9140

教職員の交通事故・違反防止について

◆ 令和4年4月1日～令和4年10月31日の状況



57件(前年度比 +15件) 10月31日現在

*事故処理中の事案を含んでいます。

加害34件(双方含む)

人身 3件

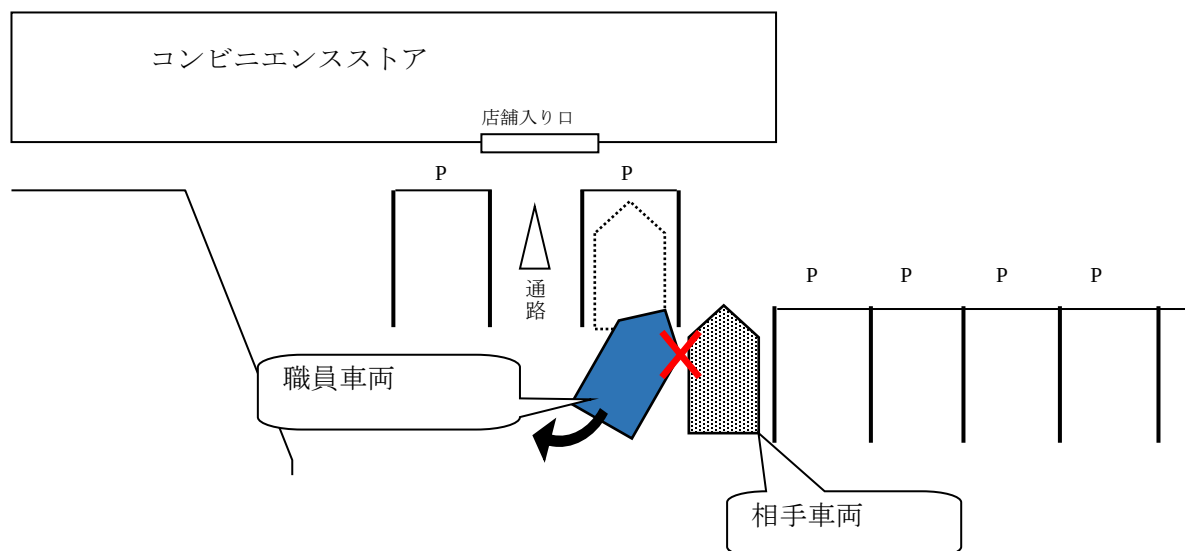
出退勤途上 29件 交差点 23件

◆ 状況・傾向

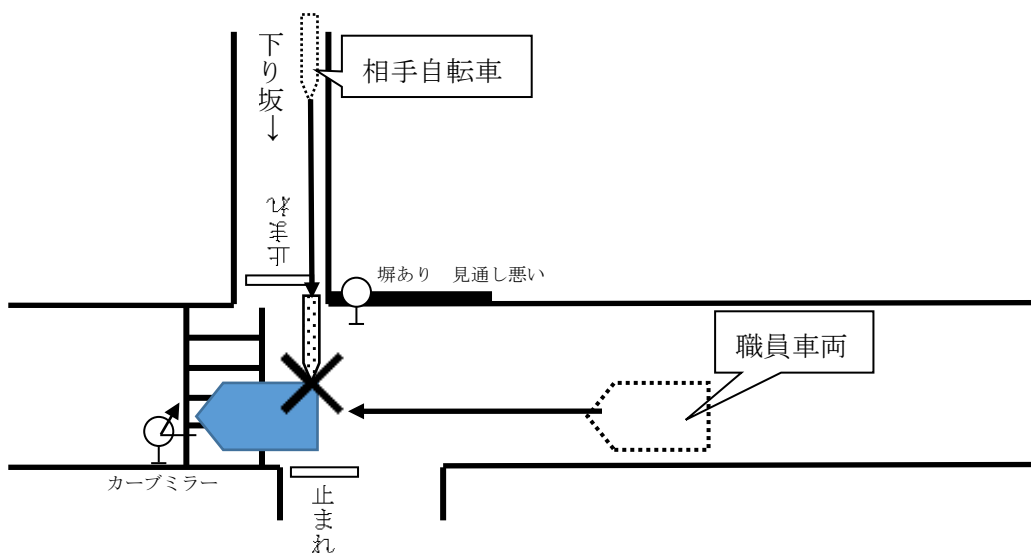
令和4年10月31日現在の交通事故発生件数は57件で、内34件が加害事故となっており、全体の発生件数は昨年度の同時期と比較すると15件増加しています。また、10月の発生件数は9件あり、うち6件が加害事故となっています。駐車場において後退する際に他の車両に接触した、混雑を避けて選択した経路での信号のない交差点において自転車に接触したといった事故が起きています。また、手荷物が発進時に振動や慣性力で倒れて中身が散乱しそうになったためにそちらに手を伸ばしたり、後部座席に座る同乗者の様子に気を取られたりして、前方への注意が散漫になり事故につながるケースもありました。

日没の早い季節を迎えるとともに、日常の業務に加えて学期末の事務処理等に追われ、疲れがたまりやすい時期となります。12月1日から10日まで年末の交通安全県民運動が実施されますが、こうしたことを機会に、後退時には周囲の状況に十分気を付ける、運転時は進行方向から目を離さないなど、安全運転への意識をさらに高め、慎重な運転に心がけるよう、全職員に対し、改めて御指導をお願いいたします。

- (事例１) 店舗利用後、後退して車を出す際、駐車スペースではない場所に停めてあった相手車両と接触した。駐車場の形状が不規則で、相手車両は、右後方の駐車スペースに合わせる形で駐車されていた。
- 乗車の際に周囲の状況を確認する、後退時にバックミラーや左右ドアミラー、目視等で周囲の状況を十分に確認するとともに、後退時には自車前方部の動きにも気をつける必要がある。



- (事例２) 信号がなく、不規則で見通しの悪い交差点において、職員が直進して通過しようとしたところ、右側から坂を下ってきた自転車が一時停止をせずに交差点に進出し、職員の車両後方に接触し転倒した。
- 見通しの悪い交差点は、最徐行で安全確認を行いながら通過するとともに、カーブミラーを利用するなどして、接近車両に十分気を付ける必要がある。





教委 第20-86号
令和4年6月29日

各市町等教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

県教育委員会は、令和3年3月11日に、「不祥事根絶に向けた対応策について」を發出し、学校と共に不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできました。

しかしながら、令和3年度は、わいせつ行為や公務外の盗撮、無許可で生徒を自家用車に乗せたことをきっかけにした生徒との不適切な行為、交通事故により懲戒処分とした事案があわせて7件発生し、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう状況にあります。

県教育委員会は、こうした事案を厳粛に受け止め、児童生徒へのわいせつ行為や公務外の盗撮に至る背景を分析し、まとめた資料を活用して校内研修を行うなど、改めて不祥事の根絶に向けて取り組んでいるところです。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために職責を遂行していたとしても、一件の不祥事により、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。教職員一人ひとりは、不祥事を自分事として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律するとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い決意の下、主体的に取り組むことが大切です。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等は、あってはならないことである。児童生徒に対しては、子どもたちの心に傷をつけ自尊心を損なうものであり、程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識するようにし、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

昨年度、県立学校において実施した「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の回答の中に、教職員は指導と捉えていた言動が生徒には不快と受け止められていたものがあつた。教職員の意図にかかわらず、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の言動は、セクシュアル・ハラスメントに該当することを改めて認識し、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。

児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案の発端となる場合があることから、改めて各学校において適切な取扱いを徹底すること。さらに、他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況もわいせつ事案のきっかけとなる場合があることから、密室状態を回避するように努めるとともに、個別での対応を避けるなど不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

なお、県教育委員会においては、「懲戒処分の指針」に則り、わいせつ事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

- ・ 令和元年7月11日付け
「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」＜教職員課＞
- ・ 令和2年9月15日付け「懲戒処分の指針」の一部改正について」＜教職員課＞
- ・ 令和4年3月25日付け「職員の綱紀粛正について」＜教職員課＞

2 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

教職員の不適切な発言により児童生徒の心情を著しく傷つける事案が依然として発生している。こうした児童生徒の人権を侵害する発言は断じて許されないものであることから、児童生徒の指導に当たっては、児童生徒の特性、置かれた状況、背景に配慮すること。

各学校においては、担当課からの資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりに努めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築すること。

また、これまで厳しい指導の名の下で、或いは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を看過してこなかったかを検証し、体罰等を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰や不適切な発言の防止に関する取組の強化を図ること。

- ・ 令和4年4月25日付け「体罰の根絶に向けた取組の徹底について」
＜子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課＞

3 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、7月11日から7月20日までは夏の交通安全県民運動期間とし、飲酒運転の根絶、横断歩道における歩行者優先の徹底等を運動の重点として、交通事故防止の徹底を図っていくこととしている。特に、飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たにし、飲酒運転の根絶を図ること。

昨年度、横断歩道を横断中の歩行者への交通事故2件に対して、懲戒処分を行った。横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律で定められた「ルール」であり、横断歩道手前の減速・停止を徹底したうえで、慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転に努めること。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していくこととする。

また、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員として、交通安全に関する意識を高め、交通法令を遵守することはもちろんであるが、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

4 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施するとともに、校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。さらに、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているか留意すること。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き基本的な感染対策を徹底しつつ、熱中症のリスクが高まる活動場面においては、児童生徒にマスクを外すよう指導を徹底すること。なお、部活動の実施に当たっては、担当課からの通知の内容に留意すること。

- ・ 令和4年4月20日付け
「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について」
＜高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、教職員課＞
- ・ 令和4年6月13日付け「夏季における児童生徒のマスクの着用について」
＜保健体育課、高校教育課、特別支援教育課＞

5 時間外在校等時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教職員の業務負担軽減を図り、より効果的な教育を持続的に行うため、学校における働き方改革を一層推進する必要がある。管理職は、引き続き「定時退校日の設定」、「部活動休業日の設定」、「会議時間の短縮」の3つの取組を着実に推進するとともに、学校行事の精選やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等の専門人材・地域人材を積極的に活用し、教育の充実及び業務の削減に取り組むなど、全ての教職員の時間外在校等時間を適切に管理し、その上限が遵守されるように努めること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

- ・ 令和4年3月22日付け「学校における働き方改革の推進について」＜教職員課＞
- ・ 令和3年12月6日付け
「長期休業中において県教育委員会が主催する会議や研修等を実施しない期間の設定及び学校閉校日の設定について」＜教職員課＞

6 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校において、児童生徒に関する個人情報を含む文書類や電子データ等の管理に関するルールを定めることとしているが、教職員一人ひとりがルールを把握し、適切な管理を徹底すること。特に、やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけるとともに、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。また、不要になった個人情報についても取扱い方法を定め、それに基づき不要になった個人情報は速やかに返却または廃棄すること。

個人情報を送付する場合は、宛名と封筒の中身に誤りがないかを、メール送信時には、添付文書等に個人情報が含まれていないかなどを、複数の者で確認する等、誤送付を防ぐための点検体制を構築すること。

- ・ 令和4年6月13日付け「個人情報等の適正管理の徹底について」
＜小中学校教育課、学校防災推進監＞
- ・ 令和4年4月19日 令和4年度県立学校長・事務長会議配布資料
「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」

7 教育活動中の飲酒等の禁止について

教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、教職員による飲酒等は、保護者や県民の教育に対する信用を失墜するものであり、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことも同様である。

8 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあっては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係る点検体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

これまでも、管理職による旅費の不正受給事案があったことを受け、出張及び旅費についても適正な手続きと厳正な管理に努めること。

9 あらゆるハラスメントの防止について

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るものである。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解したうえで、周囲に対する気配りをし、普段からコミュニケーションを大切にすることにより、風通しのよい職場づくりをこころがけること。

- ・ 令和3年12月28日付け

「「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の一部改正について」＜教職員課＞

10 営利企業等への従事制限・兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

11 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

○ 令和3年度の状況

① 懲戒処分件数・被処分者数 7件・7人

② 体罰発生件数・対象教員数 0件・0人

③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	21件	13件
通勤時の人身事故	15件	12件
私用時の人身事故（自損を除く）	10件	4件
計	46件	29件

教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958